平成２５年（フ）第２８３号
岡山市北区川入796番地70
債務者　山田　史子（旧姓土岐・堀）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２９号
横浜市神奈川区神大寺２丁目５番１―303号
債務者　末久　千鶴（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６４号
横浜市鶴見区市場東中町11番15号　大谷方
債務者　上原　博人
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７１号
静岡県浜松市中区助信町23番18号
債務者　新井　徳子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８４号
川崎市多摩区布田30番19号　ハイツ上布田102
債務者　近藤　浩一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
川崎市多摩区西生田５丁目13番16号　ジュネス原田101
債務者　山本　磨紀
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1225番地37
債務者　牛島美佐子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第５２３号
東京都町田市三輪町1745番地21宮澤方
債務者　金子　和泉
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５号
愛知県豊橋市多米東町２丁目５番地25
債務者　茂木ジャイメこと　ヤング　ジャイメモギ
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１１６号
愛知県豊橋市多米東町２丁目５番地25
債務者　ヤング　シルバナ　ジャケス　モギ
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２５５１号
大阪府吹田市岸部中３丁目９番９号、前住所大阪府吹田市山田南29番３―203号
債務者　伊藤　鐵男
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５７号
大阪府吹田市江の木町40番18号
債務者　堀下　　薫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８３９号
大阪市東住吉区南田辺３丁目７番15号
債務者　中村　　薫（旧姓野元）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４０号
大阪市東住吉区南田辺３丁目７番15号
債務者　八木　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１４５３号
千葉市中央区南町３丁目12番７号
破産者　有限会社千葉写真商会
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係